

製品プラスチックの資源化について

1 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」とは

令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。

【背景】

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。そのため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。

【基本方針の策定】

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定された。

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

【個別の措置事項】

市区町村の役割は、「分別収集・再商品化」であり、分別基準を設け、再商品化の方法について決定する必要がある。再商品化の方法には、容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協」という）ルートを活用した再商品化、市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成し再商品化をする二通りがある。

《参照》環境省資料

別紙「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

別紙「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要」

2 神奈川県下の状況について

市名	事業開始	再商品化の方法
横須賀市	令和5年10月（市内全域）	容リ協に委託して、再商品化を実施する方法と再商品化計画に基づく再商品化を併用
川崎市	令和6年度（一部地域） 令和7年度（対象地域を拡大）	容リ協に委託して、再商品化を実施する方法と再商品化計画に基づく再商品化を併用

3 秦野市の状況

(1) 秦野市の進捗状況について

ア 他市の先進事例、国や容リ協の動向等を注視し、情報収集に努めている。

イ 特に費用については、容リ協の再商品化に係る費用の情報が必要であるが、未だ公表されていない。

(2) 今後の検討事項

ア 再商品化の方法

A 容リ法の指定法人（容リ協）に委託して再商品化を実施する方法（32条）

B 再商品化計画に基づく再商品化（33条）

AかBを選択する ⇒ Aを選択する見込み

※ Bは市内に再商品化事業者がいないため、収集運搬費用のコストがかかる等のデメリットがある。

イ 製品プラスチックの分別基準

ウ 収集、中間処理体制

現在は2週に1回の収集体制であるが、今後、プラスチックの収集量の増加に伴って、収集の回数や方法について検討する。また、中間処理についても、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括処理が可能か等、検証する必要がある。

エ 市民への周知

市民にわかりやすい分別基準を検討